

# 横浜市自転車総合計画に基づく本年度推進施策について ～自転車活用推進法を受けて～

## 1. 総合計画策定後の自転車を取り巻く環境の変化

- 平成28年6月に自転車総合計画「みんなの 快適サイクルプラン横浜」策定後、市では計画に基づき「まもる」「はしる」「とめる」「いかす」の各取組を、関係機関等と連携・協力を図りながら進めているところです。
- 自転車の活用については、平成29年5月に施行された「自転車活用推進法」（詳細は次頁）を受けて、自転車の特性を活かし、交通手段としてだけでなく、環境、観光、健康、防災など様々な場面での自転車活用の取組推進が求められる状況にあります。
- 市では、今後も自転車の活用推進に向けて、国の動向も注視しながら取組を進めていくこととしています。

### 横浜市自転車総合計画 「みんなの 快適サイクルプラン 横浜」

#### ■目標像

自転車を正しく使って、みんなが快適に 過ごせるまちへ

#### ■計画年次

平成28年度～平成37年度(概ね10年間)

#### ■4つの基本理念

例えば…  
自転車利用ルールをみんなが  
守る・守れる仕組みをつくります。

**まもる**

守るための  
正しい知識

例えば…  
買い物利用などの駐輪環境を  
整える施策に取り組みます。

**とめる**

使い方に  
応じた  
駐輪環境

**はしる**

安全・快適な  
通行空間

例えば…  
安全で快適な利用ができるように  
自転車通行空間を整備します。

**いかす**

自転車を適切に  
いかすしかけ

例えば…  
楽しく、便利な自転車の新しい  
可能性を広げていきます。

イメージ図

資料2以降で  
詳細を報告

#### 計画に基づく【市】の主な取組

##### ■自転車ルールブックの作成・公表（平成29年5月）

・「みんなの サイクルルールブック よこはま」及びそのコンパクト版を作成・公表し、学校、図書館のほか区役所、イベント等で配付。公表に合わせて、赤レンガ倉庫広場での自転車の安全利用についてのトークイベントを6月に実施。



##### ■新たな「中学生向け」交通安全教育の展開

・「中学生」に対して、座学やテスト、アンケートを通じて交通安全教育を行う新たな教育プログラムを実施中。



##### ■自転車のさらなる活用に環境整備の計画策定

・自転車の活用に向けて、通行空間、駐輪環境の整備を着実に進めるため、「はしる」「とめる」に関して、計画を策定。

【はしる】の環境整備  
自転車通行空間実行計画

【とめる】の環境整備  
駐輪対策方針

#### 【自転車活用推進法】の施行(平成29年5月)

##### ■法律の概要

・平成29年5月に施行された「**自転車の活用を総合的かつ計画的に推進する**」ことを目的とした法律。

##### ■法律の基本理念

①自転車は**環境負荷の低減、騒音及び振動を発生しない、災害時に機動的等の特性**を有し、公共利益増進に資するものとの基本的認識の下に行われなければならない。

②(自転車活用の推進は)自動車依存の低減が、**国民の健康、経済的社会的効果等**、公共利益増進に資するとの基本的認識の下に行われなければならない。

③(自転車活用の推進は)自転車による**交通の役割を拡大すること**を旨として、行われなければならない。

④(自転車活用の推進は)**交通の安全の確保を図りつつ**、行われなければならない。

##### ■自転車活用推進計画の策定

・政府は、自転車の活用の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画を定める。

※具体の理念、方針等は次頁

将来に渡り持続するまちの実現を、  
「**自転車の活用**」の視点から展開する  
ことが期待されています。

自転車の特性を  
様々な取組に活用するしくみ

**自転車活用推進法を踏まえ、総合計画の施策を具体化し、実施していきます。**

第一章 総則（第1条～第7条）  
 第二章 自転車の活用の推進に関する基本方針（第8条）  
 第三章 自転車活用推進計画等（第9条～第11条）  
 第四章 自転車活用推進本部（第12条・第13条）  
 第五章 雑則（第14条・第15条）

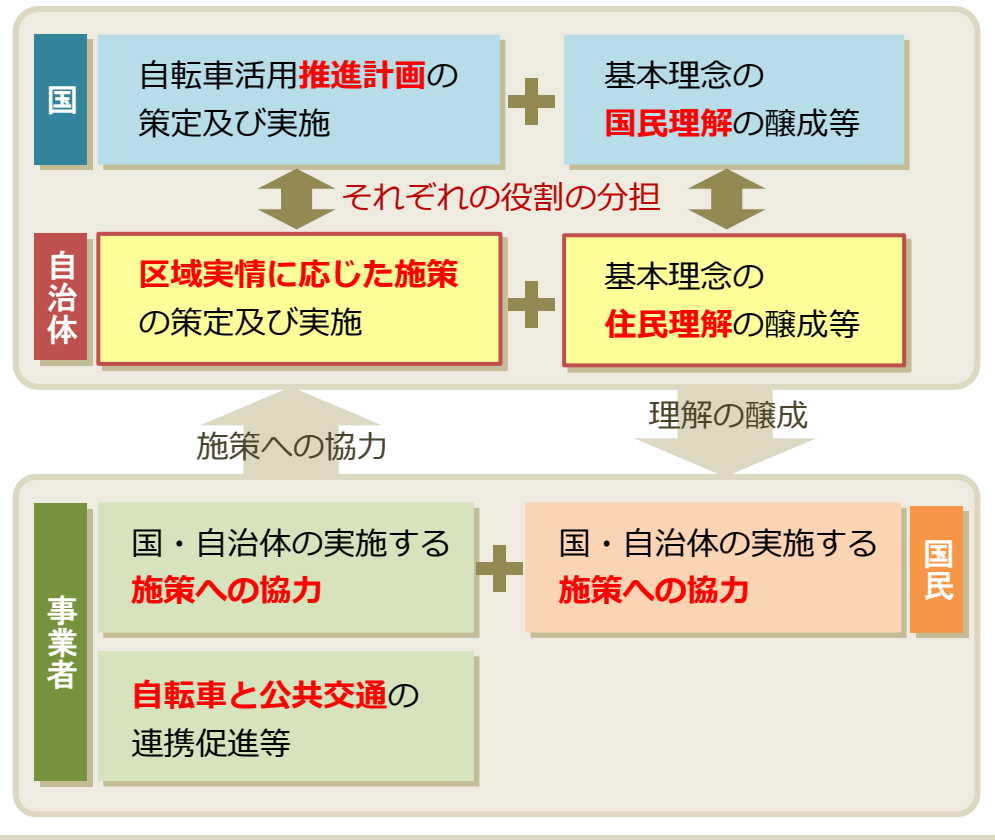
## 2. 自転車活用推進法について

- 自転車活用推進法は大きく第一章～第五章までで構成され、自転車活用の関係者の責務（第一章）や具体的基本方針（第二章）等が示されています。
- この基本方針の適用範囲は、交通分野に留まらず観光や健康など多岐に渡ることから、国土交通省に設置される「自転車活用推進本部」の組織構成も、あらゆる省庁により構成されています。自治体として事業を推進していくため、庁内での自転車活用の推進組織についても、関連する様々な計画を所管する部署との連携を見据えた庁内組織の構築が求められています。

### 第一章 総則（うち、第3条 国の責務～第7条 関係者の連携及び協力）

#### ■法で定める関係者の責務

- ・当該法では、国、自治体、事業者（公共交通に関する事業その他事業を行う者）、国民について、それぞれの責務を明記しています。



自治体として、基本方針を実現する施策を実施

### 第二章 自転車の活用の推進に関する基本方針

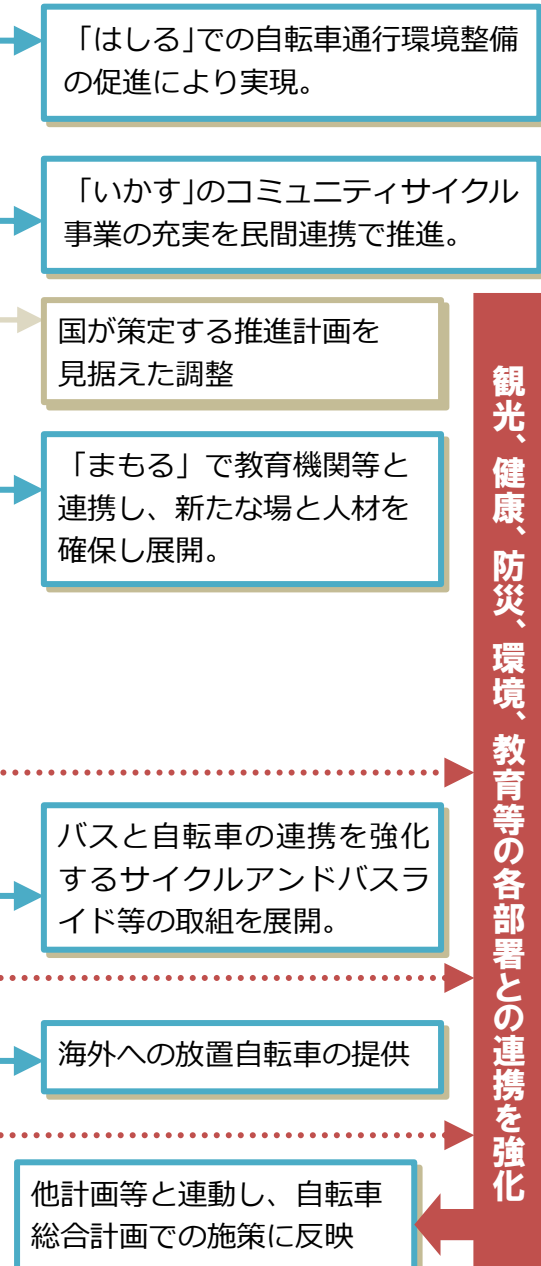
#### ■自転車活用の15の基本方針

- ・当該法では、15の基本方針を示しており、自転車環境整備、交通安全教育等の自転車施策だけでなく、観光、健康、スポーツ、防災などあらゆる場面での自転車の活用が含まれています。
- ・横浜市では、自転車関連の施策だけでなく、これまで庁内検討組織に含まれていなかった、観光、健康、防災、環境、教育等の各部署との連携を図り、自転車の特性が活かされる様々な場面で自転車が活用されるよう、検討を進めていきます。

#### ■自転車活用推進法の15の基本方針

- 1 良好な自転車交通網を形成するため必要な自転車専用道路、自転車専用車両通行帯等の整備
- 2 路外駐車場の整備及び時間制限駐車区間の指定の見直し
- 3 自転車を賃貸する事業者の利用者の利便の増進に資する施設の整備
- 4 自転車競技のための施設の整備
- 5 高い安全性を備えた良質な自転車の供給体制の整備
- 6 自転車の安全な利用に寄与する人材の育成及び資質の向上
- 7 情報通信技術等の活用による自転車の管理の適正化
- 8 自転車の利用者に対する交通安全に係る教育及び啓発
- 9 自転車の活用による国民の健康の保持増進
- 10 学校教育等における自転車の活用による青少年の体力の向上
- 11 自転車と公共交通機関との連携の促進
- 12 災害時における自転車の有効活用に資する体制の整備
- 13 自転車を活用した国際交流の促進
- 14 自転車を活用した取組であって、国内外からの観光旅客の来訪の促進、観光地の魅力の増進その他の地域の活性化に資するものに対する支援
- 15 前各号のほか、自転車の活用の推進に関し特に必要な施策

#### ■各基本方針に対する【市】計画での位置付け



観光、健康、防災、環境、教育等の各部署との連携を強化

### 第四章 自転車活用推進本部

#### ■自転車活用推進本部の構成メンバー

- ・自転車活用の施策の総合的な推進に向けて国土交通省に設置される「自転車活用推進本部」は、以下の関係省庁の各大臣があたるものとしています。
- ・学校教育、健康・福祉、観光、経済、環境など、自転車活用が期待されるあらゆる分野が議論できる組織体制となっています。

【本部長】	国土交通大臣
【本部長】	①総務大臣 ②文部科学大臣 ③厚生労働大臣
【本部長】	④経済産業大臣 ⑤環境大臣 ⑥内閣官房長官
【本部長】	⑦国家公安委員長 ⑧その他内閣総理大臣が指定する者

本部組織に準じた庁内組織の構築